９－10　酒類販売業者数及び酒類販売業免許場数

免許区分			販売場数 卸売に限る旨の条件が付されているもの	販売場数 販売方法に条件が付されていないもの	販売場数 計	左のうち1年以上引き続き休止している販売場数	販売業者数
			場	場	場	場	者
販売方法に条件が付されている旨の条件が付されているもの及び卸売に限るもの	全酒類		92	1,048	1,140	66	789
	ビール		36	23	59	8	55
	洋酒		53	80	133	35	95
	輸出入酒類		221	183	404	114	281
	自製酒類	清酒、みりん	26	27	53	6	24
		合成清酒、しょうちゅう	12	9	21	1	－
		ビール	5	49	54	2	6
		洋酒	10	9	19	1	7
		計	**53**	**94**	**147**	**10**	**37**
	その他の酒類		9	7	16	2	13
	合計		**464**	**1,435**	**1,899**	**235**	**1,270**
	うち合計の	小売業者の共同購入機関	12	3	15	1	13
		卸売業者の共同購入機関	1	－	1	－	－
		製造者の共同販売機関	4	－	4	－	4
販売方法に小売に限る旨の条件が付されているもの	全酒類	一般のもの	－	－	21,899	1,152	18,890
		特殊のもの	－	－	705	26	124
		期限付	－	－	－	－	－
		計	**－**	**－**	**22,604**	**1,178**	**19,014**
	その他の酒類	一般のもの	－	－	151	50	104
		特殊のもの	－	－	839	64	481
		期限付	－	－	90	－	9
		みりんだけのもの	－	－	1,252	25	365
		薬用酒だけのもの	－	－	2,900	112	2,773
		計	**－**	**－**	**5,232**	**251**	**3,732**
	合計		**－**	**－**	**27,836**	**1,429**	**22,746**
媒介業			－	－	32	15	24
代理業			－	－	－	－	－

調査時点：平成14年３月31日
（注）１　「販売場数」欄は、免許に付される条件により区分した場数を掲げている。
　　２　「販売業者数」欄は、営業の実態により区分した者数を掲げている。
用語の説明：１　**媒介業**とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいい、営利を目的とするかどうかは問わない。
　　２　**代理業**とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいい、営利を目的とするかどうかは問わない。

９－11　免許場数の累年比較

（単位　場）

年度	酒類製造免許場数 清酒	合成清酒	しょうちゅう甲類	しょうちゅう乙類	ビール	その他	計	酒類製造場数	酒類販売場数 卸売のできるもの	小売に限るもの	計
9	390	11	20	42	39	285	787	496	1,949	26,366	28,315
10	385	11	20	41	41	291	789	488	1,924	26,806	28,730
11	377	11	20	40	44	282	774	475	1,917	27,139	29,056
12	375	10	20	41	45	291	782	474	1,917	27,049	28,966
13	371	11	20	44	41	304	791	469	1,899	27,836	29,735

調査時点：翌年３月31日